

令和7年第2回五城目町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和7年10月22日（水）午前10時開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第65号 工事請負変更（第2回）契約の締結について
・令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、
新設工事）

日程第 4 議案第66号 専決処分（第7号）の承認を求めることについて
・令和7年度五城目町一般会計補正予算（第4号）

日程第 5 議案第67号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて
・令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 6 議案第68号 専決処分（第9号）の承認を求めることについて
・令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2
号）

日程第 7 総務産業常任委員長報告

日程第 8 総務産業常任委員長報告

3 閉会

令和7年五城目町議会第2回臨時会会議録

令和7年10月22日午前10時00分五城目町議会第2回臨時会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 石井和歌子	2番 小玉正範
4番 石川交三	5番 中村司
6番 佐沢由佳子	7番 石川重光
8番 松浦真	9番 工藤政彦
10番 椎名志保	11番 斎藤晋
12番 石井光雅	13番 佐々木仁茂
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

3番 伊藤信子

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川滋	副町長	澤田石清樹
教育長	小玉史男	総務課長	東海林博文
会計管理者兼 税務会計課長	小玉洋史	議会事務局長	千田絢子
農林振興課長	石井忠大	商工振興課長	鳥井隆
建設課長	小野亨	学校教育課長	小玉重巖
生涯学習課長	工藤晴樹	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	舘岡裕美	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	大石靖宜	まちづくり課課長補佐	伊藤勝彦

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

ただいまから令和7年10月22日招集の令和7年第2回五城目町議会臨時会を開会の上、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員を当席より指名いたします。10番椎名志保議員、11番斎藤晋議員の両名を指名いたします。

教育長より発言を求められておりますので、これを許します。小玉教育長、演壇にお進みください。

○教育長（小玉史男君） ただいま石川議長より、令和7年第2回臨時会におけるご審議の前に、ご挨拶の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

このたびは、議会の皆様から教育長選任の同意を賜り、10月6日、荒川町長より辞令をいただきました。

私は、杉沢中学校6年間、五城目小学校は管理職も含め10年間勤務させていただいております。特に小学校1年生で入学した完成したばかりのあさひ台校舎を閉め、現在の新校舎に引っ越しをし、子どもが主体となって学び、意欲と自ら学ぶ力を引き出す多様な学びの空間づくりを活かした学校経営を進めることができました。

これまで小学校、中学校、幼稚園、秋田大学客員教授としての教職経験を活かして、これからも自分らしく、笑顔を忘れず、たくさんの方々との対話を通して五城目町のかげがえのない子どもたちをよりよく育むよう、誠心誠意努めてまいります。

結びになりますが、議会議員の皆様からの忌憚のないご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（石川交三君） 本臨時会の会期日程等について、議会運営委員長より報告を求めます。13番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） おはようございます。

令和7年10月22日招集の令和7年第2回五城目町議会臨時会の運営について協議のため、本日午前9時より議会運営委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告をいたします。

出席委員は6名全員であります。参与には、議会正副議長、当局からは澤田石副町長、

東海林総務課長、大石総務課課長補佐、書記には千田議会事務局長を指名し、会議に入りました。

当局提案の付議事件は4件であり、会期日程については、本日1日限りといたしました。

この後、議案上程で、議案第65号から議案第68号までを説明、質疑、各常任委員会付託となります。各常任委員会終了後、本会議を再開し、各常任委員長報告、質疑、討論、議決を為し、閉会となります。

会期日程については以上であります。各常任委員会の参与については、議案に関する課はこれまでと同様に課長補佐以上とし、議案に関係しない課においては、課長だけの出席とすることといたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 質疑はないものと認めます。

本臨時会の日程等については、議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決します。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第65号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴りの2ページをお願いいたします。

議案第65号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年3月18日に議会の議決を得ました令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）第1回変更請負契約について、護岸工の施工に係る仮締切の一部変更と、本施工時期を非出水期とするための工期延長による本工事の第2回変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続いて、その主な変更内容についてご説明を申し上げます。

本工事において護岸工の施工に係る仮締切を大型土のうの設置による仮設方法としておりましたが、度重なる大雨によりまして河床の低下の地形変動が生じております。このため、大型土のうを設置するに一部困難な箇所がありまして、鋼矢板打ち込みによる仮設工事に変更するとともに、河川の増水が少ない非出水期の施工とするため、工期を約5か月間延長も含め、請負変更第2回契約を締結するという内容となります。

具体的な変更契約の内容でございますけれども、契約額についてでございます。変更前契約額は2億493万円でございますが、今回のこの仮設工などの変更によりまして4,970万1,300円を増額し、変更後の契約額を2億5,463万1,300円とするものであります。

また、工期につきましては、変更前工期令和6年10月1日から令和7年10月31日であるものを変更後、工期を令和6年10月1日から令和8年3月27日とするものであります。

契約の相手方でございますけれども、株式会社菅与組五城目支店、支店長の畠山宗太郎氏であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 突然の変更契約でございますが、今、副町長が言われたとおり5,000万ほど上がるわけですし、工期も来年までまた延びるわけございまして、たびたび、たびたび現場のほうを見させていただいておりますけれども、進んだような進まないような、また変わったような変わらないような、非常にややこしい工事であったような感じがいたします。ですから、今、変更契約の中身について副町長からの話でございましたが、これは最初の契約の状況で十分把握されたことであったんじゃないかなと、こういうに思うんですよ。何回も、おそらく3回ほど契約を変更しておりますよ。今まで。またこれがまた来年の3月ですから、随分まず時間もかかったし、お金もかかったし、変更契約もやりました。最初にベテランというか、非常に実績のある業者でございますから、おそらくかなり先のことは想定できるような状態じゃなかったのかどうか、それをわざわざ延ばしてきたような、見方によりまして非常に我々からしますと、何でこうやるのかなというふうな思うところが随分ありましたので、素人目でもそういうに

見ました。であります、実績のある会社でございますから、それはそうかなと思ったりはしました、自分を納得させるような気持ちで。ところが、今回またこのような状態。こんなのは最初から想定されることで、1回目の、この補正したことが悪いのか、しないことが悪いとかっていう意味じゃなくて、最初から想定されていることじゃないかなと。工期がますますまた延びていく。おそらく、これでまたもう一回ぐらい雨降れば、もう一回ぐらいまたこれ工期延びることになりますよ。もう5年の災害が8年、9年になってしまう。こういうことって簡単にあっていいのかなと。

それと、契約者が五城目支店、畠山宗太郎氏となっておりますが、これはほとんど五城目支店が経営しているわけじゃなくて、ただ事務所を置いているというふうにとっておりますが、これは本社の決裁でしょう。これ畠山宗太郎五城目支店支店長、この支店長がこの契約の中に入っているのかどうか、経営は全く、潟上市の本社でしょう。何もこの方が何も五城目支店長でなくても、契約はこのまま進んでいくわけでしょう。どうですか。

○議長（石川交三君） 答弁者は、小野建設課長。

○建設課長（小野亨君） 舘岡議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問にありました初めからこの状況が予見できたのではないかといったご質問についてですが、契約当初、河床の状態が今よりも高い状態にありました。契約後に先ほど副町長もお話したんですけれども、度重なる増水によりまして河床が洗掘されたことにより、仮締切の工法を大型土のうから矢板打ち込みに変更したものでありますので、当初から予見はできなかつたと。

続きまして、工期の延長の件につきましてですけれども、こちら今年5月23日に河川管理者の秋田県と協議いたしまして、その際、出水期の締切はやめていただきたいと。非出水期に施工していただきたいといった指導を受けております。その変更に関する国の国交省の承認が9月3日の日に得られております。ですので、出水期4月から9月いっぱいまでの施工が、なかなか思うように進めることができなかつたということで工期の延長が余儀なくされております。

会社の経営につきましては、おっしゃるとおり五城目支店というのは事務所のみで、実際の監督員なりというのは本社のほうから来ております。そこで経営しているのかというご質問に関しては、ちょっと町としては分かりかねる状況でございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第65号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第66号、専決処分（第7号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴りの3ページをお願いします。併せまして、町長専決処分の予算書もお願いいたします。

それでは、議案第66号、専決処分（第7号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第4号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年度五城目町一般会計において、去る9月2日の大雨災害への対応といたしまして、早急に災害廃棄物処理、住宅応急修理、農地農業用施設、林道施設、道路河川災害復旧工事などを実施する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年9月13日付をもって令和7年度五城目町一般会計補正予算（第4号）として専決処分をさせていただいたものであり、報告し承認を求めます。

続いて、予算書のほうの内容の説明に入りますが、補正予算書のほうの1ページをお願いいたします。

初めに、歳入歳出予算の補正は、この1ページの第1条にありますように歳入歳出それぞれ7億2,558万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を72億1,217万7,000円としたものであります。

次に、その下の第2条の地方債の補正がございますけれども、詳細は歳入において説明いたします。

続いて、補正の内容について歳入からご説明を申し上げます。

それでは8ページをお願いいたします。

12款1項1目1節01現年農地災害復旧費分担金及び02の現年農業用施設災害復旧費分担金の補正でございますが、農地、それと農業施設の災害復旧事業に係る受益者負担金として、合わせまして262万5,000円を補正したものであります。

続いて、10ページをお願いいたします。

14款1項2目災害復旧費国庫負担金の1節01から03でございますが、現年農地農業用施設、林道施設、あとその下の2節の01の現年公共土木施設の災害復旧事業費負担金の補正は、この災害復旧を進めるための財源としまして、合わせて、国庫負担金になりますが、2億8,924万6,000円を補正したものであります。

続いて、12ページをお願いいたします。

14款2項2目の民生費の国庫補助金の3節01の災害廃棄物処理事業費補助金の補正でございますが、まさしくその災害の生じた廃棄物の処理事業に対する国の補助金、その財源としまして293万3,000円を補正したものであります。

続いて、14ページをお願いいたします。

15款1項1目の民生費県負担金の3節01であります。災害救助費繰替支弁金の補正でございます。災害救助法の適用を受けまして、町が実施する被災者の救助、支援に係る事業に対する県の負担金として739万円を補正したものであります。

続いて、16ページをお願いします。

18款2項1目1節の01の財政調整基金繰入金の補正であります。今回の補正の歳出に見合う不足の財源として3億6,549万5,000円を補正したものであります。

続きまして、18ページをお願いいたします。

21款1項9目1節の01から02の現年農地災害復旧費事業債、それと現年農業用施設災害復旧費事業債の補正でございますが、農地、それから施設の災害復旧事業に対する町債、この財源としまして、合わせまして4,770万円を補正したものであります。

その下、同じく2節の01の現年公共土木施設災害復旧事業債の補正は、道路、それから河川の災害復旧事業を実施するための財源としまして970万円を補正したものでございます。

3節01の災害対策債の補正でございますが、災害廃棄物の処理事業に対する財源としまして50万円を補正したものであります。

以上が一般会計の歳入補正の説明となります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

3款5項1目の0001災害救助費の補正は、町単独の見舞金、災害廃棄物の収集運搬、そして処理、廃棄物の仮置き場に係る経費、それから浄化槽の汚泥清掃、それと被災者の生活支援などの経費としまして、合わせて1,541万7,000円を補正したものであります。

同じく0003の災害救助費（生涯学習課）の補正でございますが、雀館運動公園多目的広場の歩道の陥没、そしてその土砂流出に係る修繕経費としまして、104万5,000円を補正したものであります。

同じく0004の災害救助費の（建設課）の補正ですが、道路側溝の清掃、汚泥処理料など2,246万2,000円を補正したものであります。

同じくその下の0005の災害救助費、総務課の補正でございますが、上山内にあります旧農業集落排水施設の汚泥の撤去など69万3,000円を補正したものであります。

その下の0006の災害救助費、住宅支援等の補正であります。被災した住宅の応急修理を実施するための経費など799万6,000円を補正したものでございます。

同じく0098の職員人件費の補正は、この9月2日等の災害対応に要する職員の時間外手当300万円を補正したものであります。

次に22ページをお願いいたします。

8款5項1目の0001の住宅管理総務費の補正でございますが、住宅の浸水で増加が見込まれますリフォーム補助金、これを600万円補正をしたものであります。

続いて24ページをお願いします。

11款1項1目の0001現年災害復旧事業の補正であります。農地農業用施設の災害復旧事業を進めるための設計委託、そして工事費、それと小災害の作業委託料、立木等の処理など、合わせまして5億6,199万6,000円を補正したものであります。

同じく下の2目の0001の現年災害復旧事業の補正でございますが、林道施設の災害復旧事業を進めるための設計委託、工事費、小災害の作業委託料など5,560万円を補正したものであります。

26ページをお願いいたします。

最後になりますけれども、11款2項1目の0001現年災害復旧事業費の補正でございますが、道路、そして河川の災害復旧事業を進めるための工事費、そして小規模な道路、河川等の被災箇所補修に係る作業委託料など、合わせまして5,138万円を補正したものでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） いちいち専決処分というふうになりますと、当局から説明を聞いて、それで承認するかしないか、極めて普通のパターンと違って簡単に決まってしまうような状況になるわけでございますが、これの数字見ますと、いかにも大変な災害であったなというふうに改めて大変だったなということを思うわけでございます。当局もいろいろ苦労されたなと、これは思います。

それで、副町長から説明された総額が7億2,500万でしたね。専決でこのぐらいの額ですから、極めて大きい、大きい、一般会計の1割ほどの、ぐらい大きい数字だけでございますが、これを専決しなけりゃならなかった理由、まずね、専決ということは、暇がなかった、本会議を開く暇もなかったためにしょうがなく、大変な思いで専決、当局が進めてしまったということの意味でございますが、つつい専決処分についても我々も軽く考えてしまうような状況にあるわけでございますが、専決かというぐらいの程度の話になってしまうわけでございますが、今回のように、このぐらいの額が大きければ、専決どころかやっぱり臨時議会でもやって対応すべきものではなかったのかなと。極めて町長がまだ1年になっておりませんので、なったばかりで、8か月になりましたか、そのぐらいの時でしたので、非常に忙しい日程の中で議会を開く暇がなかったというわけこういうふうな結果になったのではないかなと、こういうふうに思うんです。結局、専決しなきゃならない、その暇がない、議会を開く暇がなかったということの理屈がこの専決処分になるわけですけれども、この数字見ますと、とてもとても専決だけじゃない、やっぱり本会議でやって、じっくり委員会で審査してやらなきゃならないぐらいの、説明受けながらしなきゃならないぐらいの大きな額だと思うんです。それとこの前、8月だったか、議会の全県の議員研修会ございました。その研修の中身は、どちらかというと長野県の議員の方が講師でございましたが、その方の説明を大きく聞きますと、専

決処分の扱い方ですよ、簡単に言ってね。それについてやっぱり徹底して講師は説明されておりました。やっぱりついつい当局はこの専決処分に、逃げてしまうという方法はちょっと言い方は定かでないかもしれませんが、専決処分にしてしまうと、こういう例があるんだという話を二、三の例を挙げてお話されておりました。その講演が終わってから、私、演壇のほうに走って行って、もう一つ、もっともっとすごいことがあるんだよという話をしました。その例は、鹿児島県の例で、鹿児島、鹿児島のね、阿久根市だったかな、阿久根市の竹原市長という人です。この方は防衛大学出て優秀な人材でありましたけれども、市長になってから議会との何というか非常に議会、反発することがございまして、あと全部、当初予算も人事も全部専決で決めたということ。専決のほうが優先してしまうんですよ、結局ね。結局、市長が専決でやっちゃえということで、当初予算も人事も全部専決ですよ。そういう例もあること、私前に本で見えておりましたが、この前そのことについて講師の先生にお話したら、実はそれもありましたけれども今日は説明する暇なくてということでございました。ですから、専決しちゃうと当局、楽だからということでないけれども、本当の審査をしないで専決だから、もう通してしまったからとこうなるわけでございます、そこでですね、ちょっと問題が一つあるような感じします。副町長、あれですか、9月13日に専決処分したということになっていますが、9月中は議会は動けないぐらい町長が忙しかったのかどうか。9月13日にお金払わなきゃいけなかったのかどうか。処理しなきゃいけなかったのかどうか。9月13日は何曜日だと思いますか、土曜日ですよ。土曜日、銀行やってますか、普通やらないでしょう。役場もやってないでしょう。9月13日にそれを実行しているんですよ、9月13日、これ書いてありますから、あんた方の書類に。これは大間違いどころか大変な間違いですよ。その辺のちょっと説明、ちょっと不足でないかなと。こうしなきゃならなかったからこうなったという話すれば、議員の皆さん方が理解するかもしれませんが、町長も知らなかった、副町長だけは知っている、この9月13日、これしなきゃならなかった理由って何ですか。これが問題ですよ。どうぞ。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 館岡議員の今のご質問にお答え申し上げます。

今回9月2日の大雨災害に関しては、町として早急な対応をさせていただいております。9月2日というのは、ちょうど9月定例会が始まった矢先でございました。9月2日以降については、一般会計等々である予備費で可能な限り対応、それから、既存の

予算の中で災害復旧に向けれるところはそれでもって対応をずっとしてきました。当然その間、当然その予備費等々で対応できない部分については、当然、予算を確保しなければ負担行為という制度ございますので、それを確保するために、当然議会中でもございましたけれども、町としては今回7億という金額になっておりますけれども、これについては当然ながら検討を進めておりまして、その期日が9月13日になったということで、町としましては、支払いだけでなくいろんな工事、いろんな復旧をやるためには、当然予算の裏付け、負担行為の確保が必要でございます。その関係で切れ目ない災害復旧に対応するために、9月補正でも若干ございました。これからすぐ使えるような対応をしたいということで、日にちを9月13日とさせていただいておりますが、当然本当に議会の最中でもございましたけれども、この予算規模、各課にも大変な苦勞かけましたけれども、額を確定しながら9月13日という日付で対応させていただいております。支払いがどうのこうの等ではなくて、負担行為、町としてこの復旧に向かうための日にちを9月13日付で、切れ目ない形ということで日にちを設定させていただいております。

ただ今回、7億とありますけれども、農地農業用施設、公共土木、合わせて約7億近いところございますし、これについて今後、国の査定等々で若干変わってくるところがございますけれども、そのための設計等々、今盛んに行っております。この時点でやらないと作業が進まなかったというところもございます。本当に暇等々でなくて、本当に議会終わってすぐ、町としても対応せざるを得なかったところをご理解いただければと思いますし、今回、今日のこの日にちでの臨時会の開会についても、やっぱり相当のそれぞれの都合でなかなかここを見つけ出すのも容易でございませんでした。本当に対応が遅くなったことはおわび申し上げますけれども、やっぱり何だかんだ忙しい時期の中での開会となりました。本来であれば、もっともっと早く対応できる部分であったんですけれども、本当に暇がなかったというところをご理解いただければと思います。本当に切れ目のない災害復旧に心がけたことが今回のこういう専決処分ということになっておりますので、何とかご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 十分理解したいわけですが、この9月13日というのはちょっと僕は分からない。土曜日、議会中であつたにしても。これはやっぱり議会の休会、役場も休み、こんな状態でどうやって専決するのかなど。これは一日またいで日曜

日除いて月曜日にしてもいいし、前の日でもいいし、そういうふうな考えだったらね。

13日というのは、あまりにもその、あまりその考えすぎないでやってしまったのかなと。ちょっとその辺がちょっと、副町長にすれば珍しいミスイクじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 今の件でございますけれども、先ほどもお話しました9月2日の大雨災害に対しまして、本当に切れ目のない、毎日いろんなことが生じております。9月13日にも当然何かの関係で状況とかいろんな工事が進められております。そういったために、その負担行為を確保するために、9月12日に9月補正が終わりました。そこで確定はしました。あと、引き続き不足分については専決処分により対応せざるを得なかったというところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。8番松浦議員

○8番（松浦真君） この後、常任委員会開かれますので、私は教育民生なので、総務産業のほうでまた議論が尽くされると思いますが、一つだけ質問させてください。

先ほど、副町長からあった負担行為のところ、7億の今回の災害復旧に関する様々な工事なんですけど、この中で一般財源が今は補正として算入されているもの多いんですけども、実際、国によって査定が行われると、この国から支出金の額が相当出るものだと思われています。この額の大体何割ぐらいが今回の災害復旧に関しては出るのかという想定は、今どのぐらいでされているんでしょうか。それをちょっとお伺いしたいです。お願いします。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 松浦議員にお答えいたします。

今回のこの専決処分の補助割合なんですけども、まず激甚災害にまだ指定されていないことから、通常災害ということで補助割合を出しております。そうすると66%とか60%台の話になっております。これが激甚災害に指定されますと、ほぼ9割以上の補助率となりますので、その差額分が一般財源が減るというような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（石川交三君） 8番松浦議員

○8番（松浦真君） 激甚災害に今、指定されて、まだないんですか。されるという感じだと思ってたんですが、確認だけさせてください。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 激甚災害には、まだされておりません。目安としては年明けぐらいには指定されるんじゃないのかなというふうに見込んでおりますが、指定されない限りは、まだこのままの状態でございます。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第66号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第67号、専決処分（第8号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの4ページをお願いいたします。併せまして、町長専決処分の予算書もお願いいたします。

議案第67号、専決処分（第8号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年度五城目町水道事業会計において、去る9月2日の大雨や落雷の影響による設備の修繕などを早急に実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年9月13日付をもって令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）として専決処分をさせていただいたものであり、報告し、承認を求めます。

続いて、補正予算書の31ページをお願いいたします。

31ページにあります第2条の収益的収入及び支出の補正のところでございますけれども、補正額は支出の第1款事業費用は、杉沢浄水場の取水口の泥上げに係る機械の借上料、それから、馬場目の浄水場、そして五城目の配水池の落雷による設備交換に係る

修繕費、合わせまして72万2,000円を補正したものであります。

その下の第3条の資本的収入及び支出の補正であります。補正額は収入の第1款資本的収入に設備修繕のための企業債570万円を補正し、支出の第1款資本的支出は、五城目浄水場の落雷による配水流量計交換工事に係る経費572万円を補正したものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第67号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第68号、専決処分（第9号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの5ページをお願いします。併せまして、町長専決処分の予算書をお願いします。

議案第68号、専決処分（第9号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年度五城目町下水道事業会計において、去る9月2日の落雷の影響によりマンホールポンプの通報装置に異常が発生し、これを早急に修繕するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年9月13日付をもって令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）として専決処分をさせていただいたものであり、報告し、承認を求めるものであります。

続いて、補正予算書のほうの39ページをお願いいたします。

この39ページの第2条にありますが、収益的収入及び支出の補正でございます。補正は、支出の第1款下水道事業費用は、大川の谷地中町内に設置されておりますマンホー

ルポンプの通報装置の修繕費 73万7,000円を補正したものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第68号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

各常任委員会の開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本臨時会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順に行います。

総務産業常任委員長の報告を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） 本日招集の令和7年第2回議会臨時会におきまして総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案4件であります。

これら審査のために午前11時より総務産業常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は7名の全員であります。参与には東海林総務課長、伊藤まちづくり課長補佐、小玉会計管理者兼税務会計課長、千田議会事務局長、石井農林振興課長、鳥井商工振興課長、小野建設課長をはじめ関係職員、書記には建設課藤田係長、農林振興課石川主事を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第65号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和5年災廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）についてであります。

本案は、令和5年災廣徳寺橋橋梁災害復旧工事に関する第2回契約変更の議決を議会に求められたものであります。

河床低下により、上部で大型土のう設置が困難となったため、仮締切方法を鋼矢板打ち込みに変更し、施工時期を非出水期に変更することで、工期を約5か月延長するものです。これに伴い、契約額を4,970万1,300円増額し、変更後の契約額は2億5,463万1,300円となります。工期は令和6年10月1日から、令和8年3月27日まで、契約相手は、株式会社菅与組五城目支店、支店長畠山宗太郎氏です。

委員からは、今回の変更で橋の上部工の工程に遅れは生じないかとの質疑があり、町当局からは、上部工には今回の変更では影響はありませんとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第65号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第66号、専決処分（第7号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第4号）の関係部分についてであります。

本案は、令和7年9月2日の大雨災害に対応するため、災害廃棄物処理や住宅応急処理、農地・林道、道路、河川の復旧工事を早急に必要なことから、地方自治法第179条第1項に基づき、令和7年9月13日付で令和7年度一般会計補正予算（第4号）を専決処分したもので、議会に報告し、承認を求められたものであります。

委員からは、作業委託料と工事請負費の考え方についての質疑があり、当局からは、作業委託料は国の補助から外れた箇所への復旧に係る費用であり、工事請負費は国の補助対象となるものであるとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第66号の関係部分は、全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第67号、専決処分（第8号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、令和7年9月2日の大雨や落雷により損傷した水道施設の修繕を早急を実施するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年9月13日付で令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）を専決処分したものであり、杉沢浄水場の取水口泥上げに係る機械借上料や馬場目浄水場及び五城目配水池の落雷による設備修繕費72万2,000円、更に設備修繕のための企業債は570万円の追加及び五城目浄水場の配水流量計交換工事費572万円を補正したもので、議会に報告し、承認を

求められたものであります。

委員から特に意見もなく、議案第67号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第68号、専決処分（第9号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、令和7年9月2日の落雷により、大川谷地中町内に設置されているマンホールポンプの通報装置に異常が発生したため、これを早急に修繕する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年9月13日付で令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）を専決処分したものであり、修繕費73万7,000円を補正したもので、議会に報告し、承認を求められたものであります。

特に委員から意見もなく、議案第68号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

以上、令和7年第2回臨時会において当委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第66号関係部分を除く議案第65号、議案第67号、議案第68号については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第65号は原案可決、議案第67号、議案第68号は原案承認と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 令和7年第2回臨時会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む議案1件であります。

これらの審査のため、10月22日午前10時55分より教育民生常任委員会において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は6名、欠席1名であります。参与には小玉史男教育長、小玉重巖学校教育課長、工藤生涯学習課長、石井住民生活課長、館岡健康福祉課長、佐々木消防長はじめ

関係職員、書記には住民生活課職員をそれぞれ指名し、会議に入っております。

議案第66号、専決処分（第7号）の承認を求めることについて、関係部分であります。

本案は、9月2日の大雨に伴う災害対応として、災害廃棄物処理、被災者支援、公共施設の応急修繕などに係る経費を専決処分したものであり、議会に報告し、承認を求められたものであります。

主な内容は、災害廃棄物処理、被災者支援として、見舞金1世帯3万円、被災者生活支援特別給付金、床上10万円、床上（借家）5万円、床下3万円となっております。

また、公共施設の応急修繕として、雀館運動公園プール西側歩道の洗掘・陥没の修繕を行っております。

委員から、浄化槽の汚泥処理の対象件数、単価はと質疑があり、当局から、対象は各家庭の浄化槽であり、予算25件、実績として18件処理済みであります。砂混入等により、通常のくみ取りでは対応困難なため、災害対応の専門業者へ委託、単価は現場条件により異なるが、おおむね1件30万円程度と答弁がございました。

また、別の委員から、公園修繕の箇所・進捗について質疑があり、町民センター裏手トイレ付近から延びる歩道で、最大約30cmの洗掘を確認。グラウンドゴルフ利用者の安全確保のため、早期に修繕、検査を完了していると答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、審査の結果、本案は全会一致で承認すべきものと決しております。

以上で令和7年第2回臨時会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果について報告いたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

先ほど松浦委員長、報告の中で、参与氏名を小玉史男（フミオ）教育長と呼ばれたようですが、小玉史男（タカオ）教育長でございますので、訂正ということよろしいですか。

○教育民生常任委員長（松浦真君） はい。

○議長（石川交三君） 分かりました。

次に、議案第66号、専決処分（第7号）の承認を求めることについて、令和7年度

五城目町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案に対する各委員長の報告は原案承認です。

お諮りいたします。議案第６６号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第６６号は原案承認と決します。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第７１条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がございます。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和７年第２回五城目町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後 １時１５分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員